

## 日本国愛知県とベトナム社会主義共和国ホーチミン市人民委員会との 友好交流及び相互協力に関する覚書

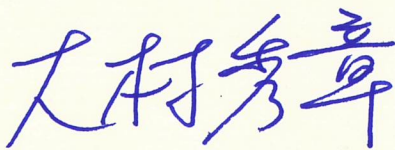
愛知県（日本国）とホーチミン市人民委員会（ベトナム社会主義共和国）（以下、「双方」と言う。）は、双方の友好と繁栄の促進のため協力関係を構築し、日越間の「アジアにおける平和と繁栄のための広範な戦略的パートナーシップ」を増進するため、それぞれの国における法令や両国が締結した国際協定、平等互惠の原則に従い、以下の内容に合意する。

- 1 双方は、相互の尊重と信頼に基づく緊密な友好関係の構築に努める。
- 2 双方は、経済協力、貿易と投資、観光、文化、人材育成など相互に有益であると認める各般にわたる分野における取組を協力して推進するものとする。
- 3 双方は、両地域の発展のため、経済交流や人的交流を始めとする幅広い分野において、民間交流の促進に努めるものとする。
- 4 本覚書により双方へ強制義務が発生することはない。本覚書は、それぞれの国の法律の下での義務の履行や権限の行使を妨げることはない。
- 5 双方の窓口は、担当部署を次のとおり定める。
  - 愛知県：政策企画局国際課
  - ホーチミン市：外務部
- 6 本覚書の有効期間は締結日からであり、5年間有効とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに本覚書の解除に関する書面による意思表示がない場合は、さらに同様の期間で継続更新されるものとする。

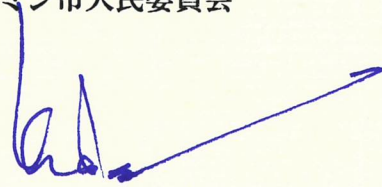
本覚書は、ホーチミン市で2016年9月13日に、日本語、ベトナム語および英語により各二通作成し、それぞれ保有する。いずれの言語も正文とするが、解釈に疑義のある場合は、英語版を対照し優先する。

日本国愛知県

ベトナム社会主義共和国  
ホーチミン市人民委員会



知事 大村秀章



委員長 グエン・ティン・フォン